

奈良県産業廃棄物税のあり方について

1 奈良県産業廃棄物税の概要

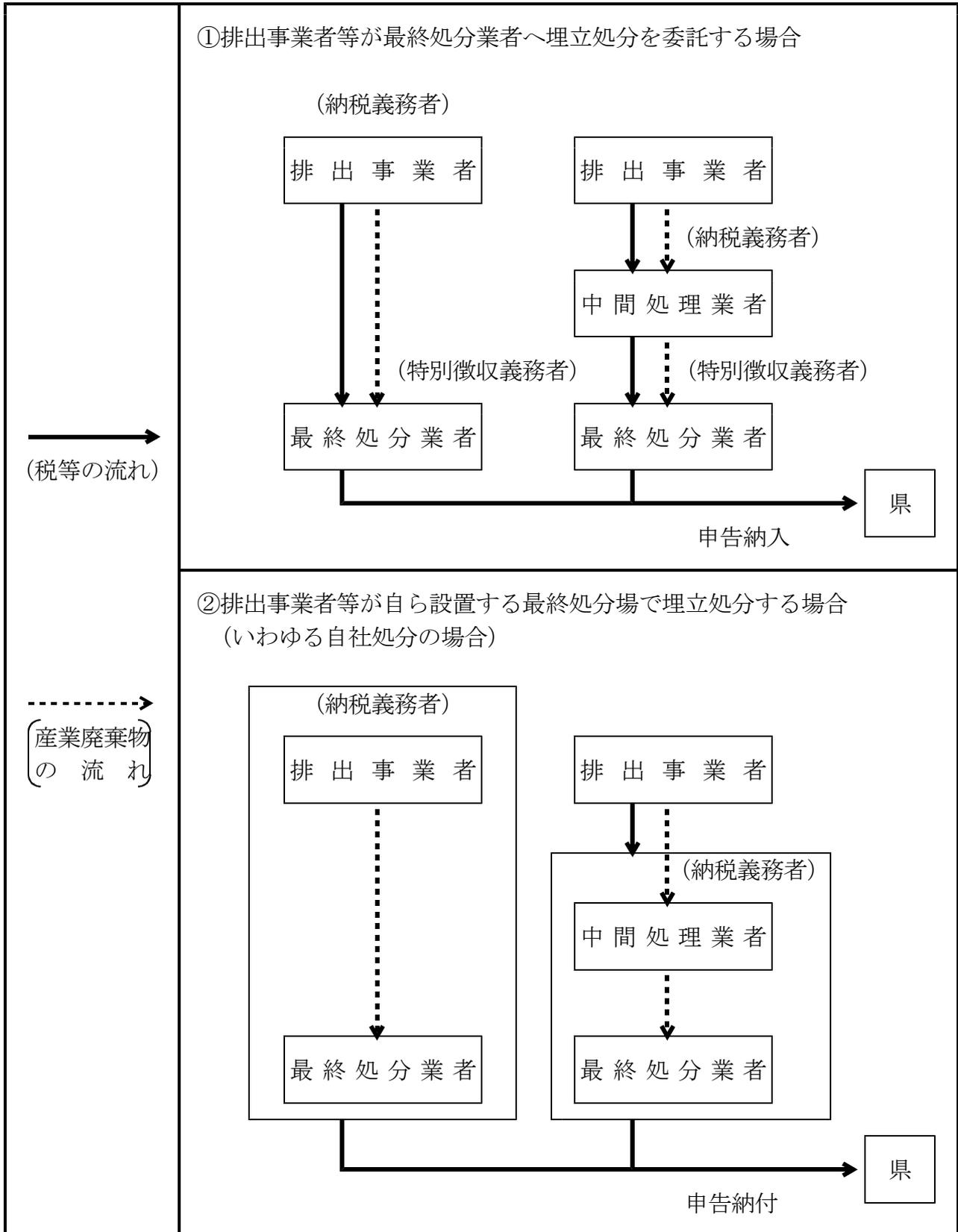
産業廃棄物税は、循環型社会の形成を目指し資源の有効活用を図り、産業廃棄物の排出の抑制、再生利用、減量その他その適正な処理に関する施策に要する費用に充てるため、平成16年4月に導入された法定外目的税である。平成20年9月現在で奈良県を含む27道府県に導入されている。

産業廃棄物税の税率は、奈良県内の最終処分場に搬入される産業廃棄物1トン当たり1,000円である。課税方式は、最終処分業者による特別徴収方式であり、その特別徴収義務者が納税義務者である排出事業者及び中間処理業者から税を受け取り、翌月末までに奈良県にまとめて申告納入する。但し、排出事業者及び中間処理業者が自ら設置する最終処分場へ搬入する自社処分の場合は、自らが翌月末までに奈良県に申告納付する。

奈良県産業廃棄物税の概要

項目	内容
目的	循環型社会の形成を目指し資源の有効活用を図り、産業廃棄物の排出の抑制、再生利用、減量その他その適正な処理に関する施策に要する費用に充てることを目的とする。
納税義務者	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者 (県内・県外を問わない)
課税客体	県内の最終処分場への産業廃棄物の搬入
課税標準	県内の最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量
税率	1トン当たり1,000円
徴収方法	特別徴収義務者(最終処分場設置者)からの申告納入 自社処分の場合は申告納付
使途事業	排出抑制への推進支援、リサイクルへの推進支援、産業廃棄物監視強化対策等

課税方式の区分による概念図



2 税収の推移等

(1) 税収の推移

産業廃棄物税導入後、税収は決算額でみると、平成 16 年度 193 百万円、平成 17 年度 183 百万円、平成 18 年度 189 百万円、平成 19 年度 182 百万円となっている。なお、平成 20 年度税収については、4 月～7 月の 4 ヶ月実績に基づき試算した推計値を記載している。

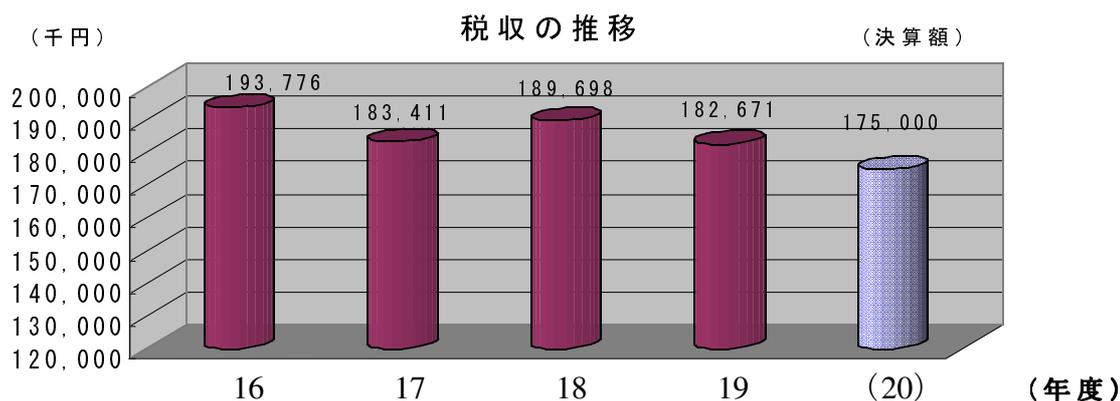
平成 18 年度は石綿含有廃棄物の最終処分場への搬入量が増加したことから前年度に比べ増加しているが、全体的には減少傾向にあると考えられる。

税収の推移（決算ベース）

（単位：円）

年 度	16	17	18	19	(20)
税 収	193,775,810	183,411,461	189,697,589	182,671,413	175,000,000
前年比	—	94.7 %	103.4 %	96.3 %	95.8 %

※ H16 は H16.5 ～ H17.3 までの 11 ヶ月分、H20 は推計値



(2) 課税方式

最終処分業者特別徴収方式を基本とし、最終処分業者が、納税義務者である排出事業者及び中間処理業者から特別徴収し、奈良県に申告納入する。平成 16 年度から現時点までの特別徴収義務者登録数は 7 業者である。

また、排出事業者及び中間処理業者による自社処分の場合は自らが申告納付する。平成 16 年度から現時点までの申告納付者届出数は 8 業者である。

なお、このような最終処分業者特別徴収方式は 27 道府県中、奈良県を含む 25 道府県において採用されている。

(3) 税収の充当内訳

徴収した産業廃棄物税は、賦課徴収に必要な経費である徴税費用を除いて奈良県産業廃棄物減量化等推進基金に積み立てられ、その基金を取り崩して毎年度、県が行う産業廃棄物排出抑制等の事業に充当される。使途事業の拡充により事業費は年

々増加し、平成 18 年度以降はほぼ 1 億円で推移している。

税収の充当内訳（決算ベース）

（単位：千円）

年 度	16	17	18	19	合 計
税 収	193,776	183,411	189,698	182,671	749,556
徴 税 費	9,400	14,000	13,600	13,240	50,240
使 途 事 業 費	19,708	57,053	106,605	102,050	285,416
留 保 額	164,668	112,564	70,244	69,528	417,004
基 金 積 立 金	164,668	277,232	347,476	417,004	—

3 産業廃棄物の動向

(1) 産業廃棄物処理量の推移

税導入前後にあたる平成 13 年及び 17 年に実施した産業廃棄物実態調査結果を比較すると、奈良県内にある事業所から排出される産業廃棄物の最終処分量はほぼ半減（53.8%）している。

これは、リサイクル関係法が整備され、産業界全体にリサイクル徹底への意識が高まったことが大きい。

また、下表に示すように、産業廃棄物税導入 27 道府県のうち、税導入年度の前後に実態調査を実施した 7 県の平均では、最終処分量はほぼ半減（51.0%）したが、全国平均では、同期間に最終処分量は 4 割減（60.9%）となっており、税導入により最終処分量の削減がより促進されたと考えられ、本県においても同様の効果があったものと推察される。事業者の意識についても、産業廃棄物税を導入したことが減量化へのインセンティブとして働いたことがうかがえる（導入効果、次頁右図）。

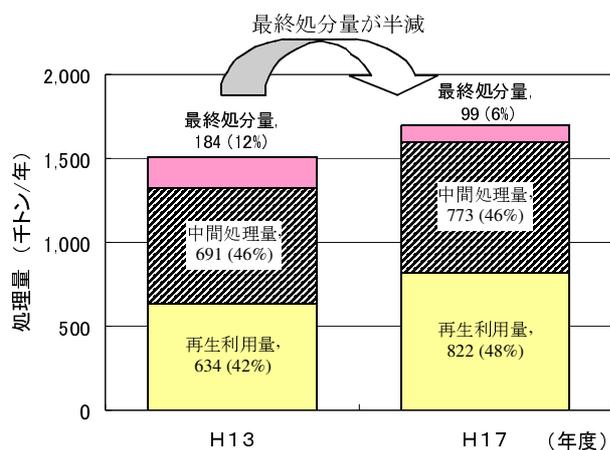
産業廃棄物税導入前後の産業廃棄物最終処分量の推移

（各県の産業廃棄物実態調査による）

県 名	産廃税導入	最終処分量 (万トン)		b / a
		a	b	
三重県	H14.4.1	H12 : 34.5	H16 : 16.7	48.4%
鳥取県	H15.4.1	H10 : 59.8	H16 : 24.7	41.3%
岡山県	H15.4.1	H12 : 101.0	H17 : 50.0	49.5%
広島県	H15.4.1	H12 : 129.0	H17 : 60.0	46.5%
秋田県	H16.1.1	H11 : 1,109.0	H16 : 764.0	68.9%
滋賀県	H16.1.1	H12 : 29.0	H17 : 14.0	48.3%
奈良県	H16.4.1	H13 : 18.4	H17 : 9.9	53.8%
7 県平均				51.0%
全国平均				60.9%

さらに、税を財源として、排出事業所向けにゼロエミッション推進支援に関わる事業を実施したこと（事業効果）も考えられる。

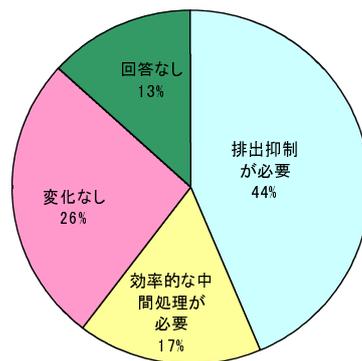
特に、本県の場合、事業者は中小企業が多く、減量化や再生利用をさらに推進するには、県が技術開発等に対して支援していくことが重要である。産業廃棄物の排出抑制と合わせ、今後も引き続き、事業を実施していく財源を確保するという意味で産業廃棄物税制度を継続する必要がある。



県内産業廃棄物処理量の推移

※奈良県産業廃棄物実態調査

Q: 産業廃棄物税が導入されたことにより、あなたの意識はどのように変わりましたか



(回答事業者197社)

産業廃棄物税の導入前後の意識変化

※平成17年度産業廃棄物減量化動向実態調査

(2) 県内最終処分場受入れ実績

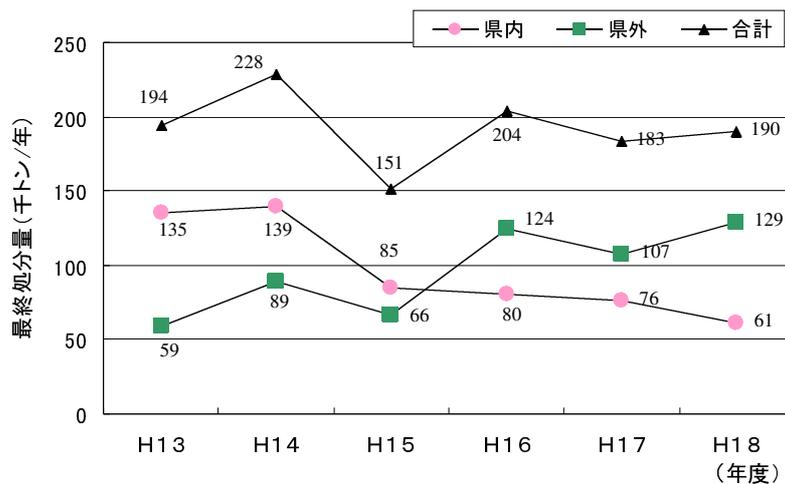
県内最終処分場受入れ実績を県内と県外に区分すると、県内事業所から排出された産業廃棄物の県内最終処分場への埋立処分量は平成14年から15年にかけて大きく減少し、その後も順調に減少している（6頁図）。これは県内の事業所から排出される産業廃棄物の最終処分量が、平成13年から17年にかけて184千トンから99千トンに減少しているのと同様の推移を示している（左上図）。

一方、県内とは逆に、県外事業所から搬入される産業廃棄物が増加したため、合計の県内最終処分場への埋立処分量は、190千トン前後で推移している。

全国的な産業廃棄物の最終処分量については、減少傾向にあり、同様に県内排出分の最終処分量も減少している。しかし、最終処分場は一企業として、その経営の維持のためには、一定量の処分量を確保する必要があるため、県外から県内に流入する量が増加している。

したがって、県内事業所から排出される産業廃棄物の最終処分量の増減と、県内処分場への搬入量は相関していない。

今後は、奈良県内で埋立処分される産業廃棄物の量を削減するための総合的な方策を早急に検討する必要がある。



県内最終処分場受入れ実績 (廃棄物対策課調べ)

※ 県内：県内事業者の排出した産業廃棄物の埋立処分量
 県外：県外事業者の排出した産業廃棄物の埋立処分量

(3) 不法投棄等件数の推移

不法投棄等の件数は平成 13 年度 169 件に対し、平成 19 年度 87 件と減少している。これは、平成 13 年に全国に先駆けて設置した産業廃棄物監視センターによる監視パトロールによる効果によるものと推測され、特に産業廃棄物税を導入した平成 16 年度以降は、早朝、夜間、あるいは空からの監視など、パトロールの強化を図っていることが大きな成果として現れているものと考えられる。

産業廃棄物の不法投棄等の状況 (単位：件)

年 度	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
不法投棄	44	84	66	50	46	53	41
不適正保管	125	74	52	56	57	58	46
合 計	169	158	118	106	103	111	87

4 使途事業について

(1) 使途事業の内容

産業廃棄物税を財源とする事業の事業費は、平成 16 年度から 19 年度まで合計約 2 億 9 千万円であった。

主な事業は、以下の通りである。() 内に事業費を示す。

① 排出抑制、減量化の推進 (事業所のゼロエミッションの推進) (79,823 千円)

- ・ 技術相談、技術支援 (環境カウンセラー、コンサルタント派遣)
- ・ 事業者への研修 (排出事業者・処理事業者)
- ・ リサイクル製品の普及 (リサイクル製品認定制度)

- ・技術開発支援（研究開発を行う事業所への経費補助）
- ②適正処理の推進（監視体制の強化）（159,379 千円）
 - ・産業廃棄物監視センターによるパトロール
 - ・スカイパトロール（ヘリコプター借り上げによる上空からの監視）
 - ・不法投棄ゼロ作戦推進事業
- ③循環型社会の推進（46,212 千円）
 - ・情報提供事業（産業廃棄物利用情報、リサイクルハンドブック作成配布）
 - ・公設試験研究機関による研究開発

（2）使途事業の実績

使途事業による産業廃棄物排出抑制の実績例は以下のとおり。

①環境カウンセラー派遣

排出事業所の要請により環境省登録の環境カウンセラーを派遣する事業であり、平成 16 年度以降延べ 44 社に派遣した。産業廃棄物排出抑制のための改善提案等を行い、提案項目数は延べ 65 件となっている。同事業により下記のような成果が報告されている。

- ・廃棄物削減、リサイクル推進、環境関連法令遵守等への従業員等の意識向上
- ・分別の徹底、リサイクル率向上
- ・不良品の減少や歩留まり率向上
- ・工程の見直し等により廃棄物の発生抑制
- ・リサイクルやグリーン調達を実施する仕組の構築
- ・適正処理のための廃棄物管理体制の確立、整備

②コンサルタント活用支援

排出事業所が環境コンサルタント等を活用して産業廃棄物排出実態の把握や工程改善に取り組む際の費用を補助するもので、平成 17 年度以降、5 社に対し実施し、木くずや汚泥、金属くずなどの産業廃棄物を 32 トン削減した。

③技術開発支援

排出事業所が行う産業廃棄物の排出抑制や再生利用製品の開発などの研究開発に対して補助するもので、平成 19 年度までに 11 事業所に対し支援を行った。いずれも事業年度の研究課題は達成しているものの、複数の新技術がなければ商品化できない場合も多く、実用化・販売等には至っていないが、マーケティングや製造ラインを検討中のものもあり、近い将来に成果が期待できる。

また、県の公設試験研究機関（工業技術センター、農業総合センター、畜産技術センター、森林技術センター、薬事研究センター）は、産業廃棄物税を活用して、平成 19 年度までに 13 課題について、産業廃棄物の排出抑制や再生利用製品の研究開発を実施してきた。

④適正処理の推進

産業廃棄物税を活用したパトロール監視事業等により、毎月一回の航空監視や、正月三が日を除く毎日、早朝夜間も、県下一円の監視パトロールを実施してきた。

不法投棄の件数は減少しており、監視強化の成果が現れているものと考えられる。

5 産業廃棄物税の今後のあり方

(1) 課税方式

奈良県における最終処分業者特別徴収方式は、最終処分場に産業廃棄物を搬入するすべての排出事業者及び中間処理業者を納税義務者とし、最終処分業者を特別徴収義務者とする課税方式である。少数の最終処分業者の把握で足りることから徴税コストを縮減できること、県内最終処分場に産業廃棄物を持ち込む全ての排出事業者に対して課税するため、免税点の設定が不要で税負担の公平性を確保することができるというメリットを考慮し、採用されたものである。

産業廃棄物税導入後の状況をみる限り、納期内の納付率は100%である。最終処分業者特別徴収方式のもとで申告納入及び自社処分における申告納付が行われており、課税方式も定着しているため、現在の課税方式を変更する必要はない。

(2) 税率

税率については、納税義務者に対して負担が著しく過重ではなく、産業廃棄物の排出抑制にインセンティブが働くこと、同様の税制度を導入している他府県との均衡を失しないこと等を勘案して1トン当たり1,000円とされたものである。

産業廃棄物税の導入後、奈良県の法人事業税収の伸び（H17～19年度では15.8%増）からも全体的には県内企業の収益は特段損なわれてはおらず、また、同様の税を導入している他の26道府県は基本的にすべて同一の税率であり均衡が図られていることから、1トン当たり1,000円の税率に問題はなく、現在の税率を変更する必要はない。

(3) 使途事業

産業廃棄物税を財源とする事業は、①排出抑制、減量化の推進（事業所のゼロエミッションの推進）、②適正処理の推進（監視体制の強化）、③循環型社会の推進の3つの柱で事業を実施しており、事業内容は多様で、一定の成果も出ている。今後も事業を継続して実施し、一層の排出抑制等を図る必要がある。

また、これまで対象とはしてこなかったが、産業廃棄物税の主旨・目的に適う範囲において、下記の使途についても活用が可能であると考えられる。

①市町村への支援

廃棄物処理法では、産業廃棄物に係る事務は、県（及び中核市である奈良市）が行うこととなっているが、市町村（中核市である奈良市を除く）も処理施設周辺の環境調査や廃棄物の不法投棄防止策など、産業廃棄物の適正処理に寄与する事業を地域環境保全の立場から行っていることも少なくない。そこで、産業廃棄物の適正処理、不法投棄の防止を図るため、産業廃棄物の適正処理推進に寄与する市町村事

業（処理施設周辺の環境調査、周辺環境整備事業、不法投棄防止対策等）を支援し、各地域の実情に応じた市町村事業の実施を促進するとともに、県事業と連携し、より効果的な産業廃棄物の適正処理推進を図ること。

②不法投棄撤去事業

不法投棄された産業廃棄物の撤去は、汚染者負担の原則により、あくまでも原因者が費用負担すべきものである。しかしながら、当事者を特定できなかつたり、倒産しているケースもあり、撤去が進んでいない事案があるのが現状である。不法投棄物の放置は、地域環境の悪化を招くだけでなく、新たな不法投棄を招くことにもなるので、産業廃棄物の不法投棄のうち、それらを放置すると地域環境が悪化する恐れがあり、早急に撤去する必要があるものについては、県が行政代執行を行わざるを得ない場合がある。その際は、適用事案のルール化、原因者への求償措置、刑事罰の追及などを前提として、その財源に充当すること。

③循環型社会の形成推進に係わる施策

消費者である県民の環境に対する意識が向上することで、環境に配慮した商品を選んで買うなどの購買行動が事業者の生産活動の変革にもつながり、結果として産業廃棄物の減量にも寄与すると考えられる。したがって、税の使途事業として一般廃棄物の排出抑制に関する施策を視野に入れることは可能である。一般廃棄物の減量化等に係る施策についても、それが結果的に税負担者である排出事業者、すなわち生産者の利益にもなると考えられるならば、産業廃棄物の減量化等に間接的に寄与するものも含め、産業廃棄物税を活用しうると考える。

また、産業廃棄物税制度の目指すものは、主に産業廃棄物の減量化等による適正な物質循環の確保と、埋立処分量減少による最終処分場の逼迫への対応であり、すなわち、循環型社会の形成推進であると言える。平成 20 年 3 月に示された国の循環型社会推進基本計画において、「循環型社会の形成推進にあたっては、持続可能な社会の構築に向けた視点を持ち、低炭素社会に向けた取組や自然共生社会に向けた取組と統合した取組を進める」こととされていることから、低炭素社会及び自然共生社会に向けた取組等についても産業廃棄物税を活用しながら推進すること。

6 まとめ

産業廃棄物税を導入して以降、最終処分量は減少傾向にあるが、引き続き産業廃棄物の排出の抑制、再生利用、減量その他その適正な処理に関する施策に要する費用に充て使途事業を充実させていく必要があると考えられる。

税制度については施行後 4 年あまり経過し、課税方式は定着しており、税率も同様の税を導入している他道府県と均衡が図られていることから、現在の方式を変更する必要はないと考えられる。

また、奈良県産業廃棄物税が法定外目的税であること、及び、産業廃棄物実態調査等の動向を考慮し、奈良県知事は今後、5年後を目途として、この条例の規定について検

討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じるべきものと考えられる。

併せて、奈良県内で埋立処分される産業廃棄物の量を削減するための方策を早急に検討すべきであると考えられる。